

「人身売買/取引」問題の位置づけ**—不可視化される国境を越えた被害—**

○ 千葉大学 氏名 佐々木綾子 (6002)

島崎 裕子 (早稲田大学・7842)

キーワード：人身売買/取引、国境を越えた人の移動、領域別福祉、国際社会福祉

1. 研究目的

人身売買/取引は、2000年に国連で採択された「国際組織犯罪防止条約」に附帯する人身取引議定書（パレルモ議定書）において定義され、組織犯罪であるとともに重大な人権侵害問題として国際的に取り組まれてきた。日本政府は2004年に人身取引に関する関連省庁連絡会議を立ち上げ、「人身取引対策行動計画」を打ち出し刑法や風営法の改正を行い、犯罪対策閣僚会議において5年毎に計画を見直している。行動計画策定以降、警察が保護した被害者については婦人相談所（18歳未満の児童については児童相談所）が保護支援業務を担うようになり、領域別に社会福祉を捉えた場合には、「女性福祉」領域において問題を取り扱うことが示唆された。15年が経過した現在、世界的には人身売買/取引の被害者と考えられる層は性別や国籍、搾取の形態において拮かりをみせるが、日本においては国境を越えた人身売買/取引は潜在化し、「日本人女性の性的搾取問題」に集約されている。

従って本研究では、認定される被害者の変化およびこれまで当該問題を扱ってきた市民活動の変化に焦点を当て、国境を越えた人身売買/取引の被害者が領域別福祉のなかで不可視化され、「国際」問題として取り組まれ始めたはずの問題が国内女性の性的搾取問題へと集約された経緯を分析し、当該問題の位置づけを再検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、「女性福祉」領域をはじめ、他領域の専門家らが連携して起こしたソーシャルアクションによって実現した人身売買/取引問題に関する政策や法制度上の変化の意義を認めた上で、従来の領域別福祉の在り方を批判的に捉える。また、問題が公的に取り組まれたがゆえに周縁化され、潜在化した国境を越えた被害や支援に関して考察する。

考察にあたっては、人身売買/取引の被害者に関連する数量的データや認定範囲の変化に関する文献調査及び人身売買/取引問題の解決に向けた市民活動を先導してきた人々へのインタビュー調査の結果を分析する。そのなかで意図せずとも周縁化され、とりわけ保護支援業務のなかで、不可視化されるに至った「国境を越えた人身売買/取引問題」を再び捉えなおす。今後増加するであろう複数領域にまたがり且つ国境を越えた人権課題に対する社会福祉専門職の向き合い方の示唆を得たい。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会に定められた研究倫理規程に従い、千葉大学国際教養学部設置された倫理審査委員会における承認を得た（承認番号：千大国教総第200-1号）。なお、本研究

は文部科学省科学研究費（基盤C）（「人身売買/取引をめぐる市民活動の変遷 - ネットワーク再構築に向けて」代表：佐々木綾子）の一部による。

4. 研究結果

2004年以降、警察によって被害者認定された人々の変化をみると、典型的被害者であった「外国籍女性」は減少し、2019年3月末現在の被害者支援の多くは「日本国籍女性」となった。その背景には幾つかの要因が考えられる。まず、子どもの貧困や女性への性暴力が社会問題化し、人身売買/取引に取り組む市民活動の主軸が日本人女性のAV強制被害やJKビジネス等に移行したことである。次に、民間主導の支援体制から公的支援へと移行したことがあげられる。公的支援へと転換された当初の官民連携体制が「公的支援における女性福祉」領域での対応の一層の強化につながった一方、外国籍の女性支援を展開していた民間の介入が希薄となり、外国籍被害者が公的支援にはあがらなくなってしまった実情が指摘できる。

さらに、国境を越えた人身売買/取引の背景やシステムがより巧妙になった結果、人身売買/取引被害者とは認定しきれないグレーゾーン層が広がった。このグレーゾーン層に関しては、表層的問題部分に目を向けがちである世論のなかで、「自己責任」が追及されるようになってきている。一方、従来外国人支援の主軸を担っていた民間による被害者や支援活動への介入が困難になるという皮肉な体制へと転換された結果、「被害」であることが明確な「日本国籍」をもつ「女性」の性的搾取が「人身売買/取引」として位置づけなおされ、むしろ、従来の「女性福祉」が担ってきた役割内での対応以上のことが求められるようになった現状が明らかになった。さらには、人身売買/取引被害者は、「女性」に限ったことではない現状のなかで、公的な支援は限られた部分にしか行き渡っていないことが分かった。

5. 考察

上記の研究結果からは以下のことが考察出来る。まず、現状の日本国内の人身売買/取引被害者が女性に限定されず発生しているという実情に対し、「女性福祉」領域だけでなく他領域の支援や介入が必須とされるが、日本国内の人身売買/取引問題は「女性の問題」として限定化された支援が展開されてしまっている。さらに、国境を越えた人の移動に伴い発生している人身売買/取引問題に対応し得る、国境を越えた福祉政策や制度、実践、すなわち「国際社会福祉」の不在が生じている。「保護」された場合には、警察および国際機関などとの連携のシステムは構築されているが、潜在的被害者らへの支援が充分になされているとはいえず、保護支援の枠から漏れてしまっているのである。

実際の保護支援業務を規定するのは国内の法制度であり、特に人身売買/取引のように対応する領域が多分野にわたる問題の場合には、他分野での問題の扱われ方に影響を受け、従来の領域別福祉の範囲内での対応に留まらざるを得ない。よって現状のままでは、より多様化する被害者への保護支援に対する根拠となる国内の法制度は整備されないまま、認定そのものも少数に留まり、被害はますます潜在化し、不可視化され続けるであろう。